

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会  
報告書(案)について  
～ 改正法附則に基づく検討 ～

---

令和2年10月

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

# 1 報告書（案）作成の経緯

## ○ 法律

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）  
⇒ 青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得や青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及など。



## ○ 青少年インターネット利用環境の課題

- 青少年のインターネット利用端末は携帯電話からスマートフォンへ。（平成25年に逆転）  
⇒ フィルタリング利用率が低下し、フィルタリングの利用促進を図る必要。



## ○ 改正法

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第75号・平成30年2月1日施行）

- 携帯電話インターネット接続役務提供事業者と販売代理店に以下を義務付けるなどの改正。
  - ・ 13条（青少年確認）  
契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が18歳未満か確認。
  - ・ 14条（フィルタリング説明）  
①青少年有害情報を閲覧するおそれ、②フィルタリングの必要性・内容等を保護者又は青少年に対し説明。
  - （・ 15条（フィルタリングサービスの提供義務））
  - ・ 16条（フィルタリングの有効化措置）  
契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアの設定を行う。  
※ 保護者が希望しない旨を申し出た場合を除く。



## ○ 改正法附則第4条

政府は、この法律の施行後三年以内（※ 令和3年2月）に、新法第十三条から第十六条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 2 法第13条から16条の履行状況

### ○ 13条（青少年確認）

- ・ 携帯電話市場の約9割を占めるMNO（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）は、改正法を踏まえ、店舗等において、契約者・使用者が青少年かどうか本人確認書類により確認し、顧客情報システムに利用者（氏名、生年月日等）を登録する運用を実施している。

### ○ 14条（フィルタリング説明）

- ・ MNOは、改正法を踏まえ、フィルタリングサービスに関するパンフレットやタブレット等の説明ツールを用いて説明を実施している。その際、違法有害情報に触れる可能性並びにフィルタリングサービスの内容及び必要性を理解されたかどうかを確認のうえ、親権者に署名いただくこととしている。
- ※ 顧客への説明状況については、顧客情報システムに登録。

### ○ 15条（フィルタリングサービスの提供）

- ・ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、契約の相手方又は携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、携帯電話端末等において何らかの青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できるようにしている。

### ○ 16条（フィルタリング有効化措置）

- ・ 改正法を踏まえ、顧客が店頭での有効化措置を希望する場合には、販売員が設定方法を説明しながら、原則、保護者による設定が完了できるようサポートを実施している。
- ※ 顧客の有効化措置状況については、顧客情報システムに登録。

### ○ 販売代理店に対する総務省の覆面調査

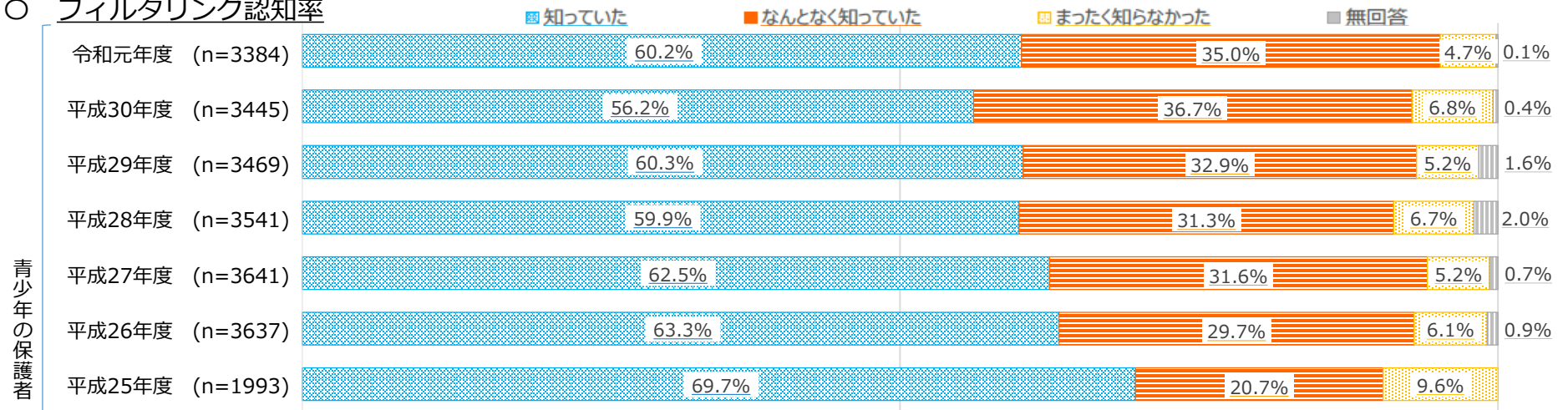
総務省は、利用者に扮した調査員をMNO3社の携帯電話等の販売を行う店舗に派遣し実際の説明や対応状況等を確認する方法で実地調査を実施。(平成31年2月～3月)

#### ・ 結果

- 青少年確認 ⇒ 調査員の91%が「確認があった。」と回答。
- フィルタリング等の説明 ⇒ 調査員の89%が「説明があった。」と回答。
- フィルタリング有効化措置 ⇒ 調査員の94%が「有効化措置を行ってもらえた。」と回答。

### 3 フィルタリング関連数値の向上状況

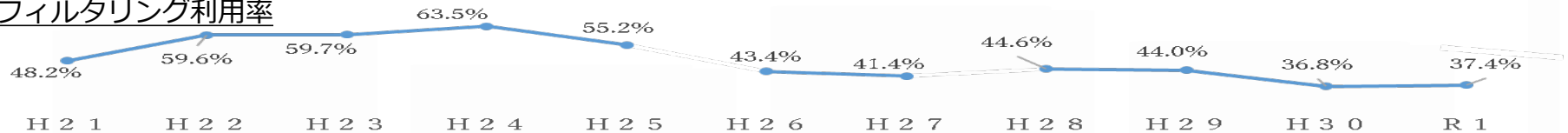
#### ○ フィルタリング認知率



青少年の保護者

- フィルタリングの認知率のうち、「知っていた。」と「なんとなく知っていた。」を合算すると令和元年度が最高値。
- 「知っていた。」は平成30年度56.2%から令和元年度60.2%と増加に転じた。

#### ○ フィルタリング利用率



- フィルタリング利用率は、令和元年度に下げ止まり、踏みとどまった形になった。

(上記二つは内閣府統計)

#### ○ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者によるフィルタリングに関する実データ

【加入率】 携帯電話サービスの新規契約または既契約の変更時(機種変更等)に、18歳未満の契約者もしくは使用者がフィルタリングサービスに加入した割合(当該月分の値)

【有効化率】 上記対象者が加入したフィルタリングサービスについて、携帯電話事業者が店頭等で有効化(設定)した割合(当該月分の値)

		2018.2~7	2019.1	2019.3	2019.6	2019.9	2019.12	2020.3
3 社合算値	加入率	47%	52%	60%	55%	57%	62%	72%
	有効化率	62%	74%	74%	74%	78%	78%	78%

- 店頭におけるフィルタリングの加入申出率は上昇基調。

(総務省発表数値)

## 4 結論

### 基本計画の柱

青少年有害情報  
フィルタリング  
の性能の向上及  
び利用の普及等



青少年のインタ  
ーネットの適切  
な利用に関する  
教育及び啓発の  
推進



民間団体の支援

- 2のとおり、環境整備法第13～16条の義務の履行が図られている。
- 3のとおり、フィルタリングの関連数値である認知率、利用率、加入申出率などがいずれも向上しており、総務省タスクフォースにおいて取りまとめ公表された「青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討について～電気通信事業者等の取組状況に係る見解～」に記載されているように「青少年確認、説明等の義務が確実に履行されるよう、現行法を前提としつつ、引き続き、総務省等において事業者等（MNO、MVNO及び販売代理店）の取組をモニタリングしていくこと」を継続していけば、今後も、フィルタリングの利用率が継続的に向上することが見込まれる。

⇒ **政府において第4次基本計画の取組を着実に推進することが適当。**

- 青少年に対する情報教育の今後の在り方について  
情報通信技術やサービスの変化などに触れ、機器の使用方法以外のシステムが動く仕組み（プログラミング）やそれに付随する知識、適切な関わり方について考えさせるなどして多面的な情報教育を行い、青少年のコンピュータ全体の基礎的知識を高め、従来の情報モラル教育を再認識し、理解させるための情報教育の在り方。
- 青少年のインターネット安全利用について
  - ① SNSに起因する青少年の性被害等の防止  
相手方の甘言・脅迫により青少年自らが不適切な情報を発信してしまう自撮り被害などの発信情報による性被害を防ぐため、従来型の閲覧防止措置や情報モラル教育の充実に加えて、また、
  - ② インターネット利用時間の長時間化に対する対応  
長時間化する青少年のインターネット利用を適切に管理するため、保護者側で発信情報を管理したり、コンテンツや利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能を啓発。

⇒ **第5次基本計画において更に推進すべく、議論を深めるべき。**